

(趣旨)

第1条 この告示は、コンタ君（さくら市PR大使設置要綱（令和7年さくら市告示第95号）第3条の規定により、同告示第1条に規定するさくら市PR大使に委嘱されたキャラクターをいう。以下同じ。）の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）の使用に係る手続き、基準等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用の範囲)

第2条 着ぐるみは、次の各号のいずれかに該当するときに限り、使用することができる。

- (1) 市及び公的機関が行う事業で使用する時。
- (2) NPO法人、社会福祉法人等の公益を目的とする事業を行う団体（法人格を有しないものを含む。）が開催する事業のうち、収益を上げることが主たる目的として開催するものでない事業で使用する時。
- (3) 民間企業等が開催する事業のうち、社会貢献活動その他の公益を目的として開催する事業で使用する時。
- (4) 観光振興又は地域振興を目的として開催する事業で使用する時。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が認める事業で使用する時。

(使用の申請)

第3条 着ぐるみを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、コンタ君着ぐるみ使用申請書（様式第1号）に必要書類を添え、市長に申請しなければならない。

- 2 前項の申請書は、着ぐるみを使用しようとする日から起算して1箇月前から10日前までに提出しなければならない。ただし、市の職員が公務により使用する場合は、この限りでない。

(使用の決定)

第4条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、当該申請の内容を審査し、適当と認めたときは、当該申請者の着ぐるみの使用を決定する。

- 2 市長は、前条の規定による申請が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該申請者の着ぐるみの使用を却下するものとする。
 - (1) その使用が公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
 - (2) その使用が特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。

- (3) その使用が市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。
- (4) その使用がコンタ君のイメージを損なうおそれがあるとき。
- (5) 営利を目的として使用するとき、又は使用するおそれがあるとき。
- (6) 着ぐるみの適正な使用方法に従って使用されないおそれがあるとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が使用を決定することが適当でないと認めるとき。

3 市長は、第1項の規定により使用を決定する場合において、当該決定を受ける申請者（以下「使用者」という。）に対し、着ぐるみの管理上必要な条件を付し、又は必要な指示を行うことができる。

4 市長は、第1項の規定により使用を決定した場合は、コンタ君着ぐるみ使用決定通知書（様式第2号）により、第2項の規定により使用を却下する場合は、コンタ君着ぐるみ使用却下通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

（使用者の遵守すべき事項）

第5条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用の決定を受けた目的にのみ使用すること。
- (2) 着ぐるみを第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 使用期間の満了後は速やかに返却すること。
- (4) 火気及び危険物の付近で使用しないこと。
- (5) 周囲の安全に十分配慮するとともに、1人以上の補助者を付けること。
- (6) 着ぐるみが汚損しないように努めること。
- (7) 着ぐるみの着脱は、第三者の目に触れない場所で行うこと。
- (8) 着ぐるみを着用している者は、周囲に第三者がいる場合は、発声しないように努めること。
- (9) 雨天又は降雪のときに屋外で使用しないこと。
- (10) 第5条第3項の規定により市長が付した条件又は行った指示に従うこと。

（決定の取消し等）

第6条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該使用を停止し、又は当該使用の決定を取り消すことができる。

- (1) この告示の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な行為により使用の決定を受けたとき。
- (3) 前2号に規定するもののほか、市長が必要と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により使用の決定を取り消した場合は、コンタ君着ぐるみ使用決定取消書

(様式第4号)により当該使用者に通知するものとする。

- 3 市は、第1項の規定により使用の決定を取り消された使用者に当該取消しにより損害が生じた場合においても一切の責任を負わない。

(使用期間)

第7条 一の使用者が着ぐるみを使用することができる期間は、使用を開始する日から起算して5日を経過する日までとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(使用料)

第8条 使用料は無料とする。ただし、着ぐるみの受け取り、返却等に要する費用については、当該使用者の負担とする。

(原状回復)

第9条 使用者は、着ぐるみの使用を終了したとき又は第6条第1項の規定により使用の決定を取り消されたときは、直ちに着ぐるみを返却しなければならない。

- 2 使用者は、前項の規定により着ぐるみを返却する場合は、通常の利用に伴い生じた損耗を除き、着ぐるみを原状に回復しなければならない。この場合において、当該使用者は、回復の内容及び方法について市長の指示に従わなければならない。

- 3 第1項の規定により着ぐるみを返却する使用者が第2項の規定により現状に回復しないときは、市長において回復し、これに要した費用は、当該使用者の負担とする。

(損害賠償の義務)

第10条 使用者は、故意又は過失により着ぐるみを損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

(事故免責)

第11条 着ぐるみが通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、当該着ぐるみの使用により使用者、第三者等に発生した事故に対し、市は、その責めを負わない。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、着ぐるみの使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。